

介護保険による 紙おむつの特別給付 について

◎紙おむつ購入費の支給とは？

要介護認定を受けている以下の方を対象に、紙おむつ購入費用の一部を介護保険から支給します。 ※自己負担割合分はお支払いいただきます。

- ・ 毎日おむつを使用している方（常時尿失禁するなど）
※「予防のため」または「漏らすかもしれない」等の理由では対象とはなりません。
- ・ 介護保険施設へ入所していない方
（特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型医療施設介護医療院）
※ グループホームや有料老人ホームなどは介護保険施設に含めないものとします。
- ・ 医療機関へ入院していない方

給付の上限は、紙おむつまたは紙パンツが1日あたり1枚、尿とりパッドが1日あたり3枚までとなっています。種類は一覧表から選びます。

◎紙おむつ等の支給を開始するには？

担当のケアマネジャーを通じて市役所（支所）へ申請書を提出してください。
他の介護サービスを受けていない方は本人または家族が提出してください。
申請書を提出したのち、社会福祉協議会よりおむつが配達されます。
自己負担割合分の金額を社会福祉協議会へお支払いください。

配達範囲は
香取市内です

◎支給内容を変更したい・中止したい。

担当のケアマネジャーを通じて市役所（支所）へ変更・中止届を提出してください。
他の介護サービスを受けていない方は本人または家族が提出してください。

◎介護保険施設に入所した。病院に入院した。（上記参照）

担当のケアマネジャーを通じて市役所（支所）へ中止届を提出してください。
他の介護サービスを受けていない方は家族が提出してください。

※ 入院、入所等、中止しなければならない状況にもかかわらず、支給された分については
全額自己負担となるため、必ず届出をお願いします。

◎要介護認定の期限切れに注意

認定期間中が支給対象ですので、要介護認定の更新忘れにご注意ください。

紙おむつ購入費の支給は介護保険料で賄われています。
適正な利用をしていただくようご協力願います。

◇問い合わせ先◇

香取市役所高齢者福祉課 0478-50-1208

◇配達や支払いについて◇

香取市社会福祉協議会 0478-54-4410